

## 土地の所有者、管理者の皆様へ

# 私有地への家庭ごみ、廃家電などの廃棄物の不法投棄が増加！！

### こんな土地が狙われます

- ▼ フェンスなどが設置されておらず、第三者が土地に簡単に入出入りできる。
- ▼ 雑草が伸び放題になっているなど、手入れが行き届いていない。
- ▼ 人や車の通りが少なく、人目に付きにくい。
- ▼ 不法投棄された廃棄物が、そのまま放置されている。



### 私有地に廃棄物を不法投棄された場合・・・

- ▼ 廃棄物の排出者・投棄者が特定できた場合  
市職員が排出者等に対して、廃棄物を全量撤去するよう指導します。
- ▼ 廃棄物の排出者・投棄者が特定できない場合  
不法投棄された私有地の所有者又は管理者の方に廃棄物を処分していただくこととなります。  
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）  
「土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」（同法第5条第1項）

### 不法投棄されないために

不法投棄をされないよう土地の周囲へのフェンス等の設置、不法投棄防止看板の掲示、定期的な土地の見回り、草が伸び放題にならないよう定期的な除草等を行うなどして、日頃から大切な土地の適正な管理を心掛けてください。

なお、廃棄物対策課では、不法投棄防止の看板を配布しています。ご希望の方は、事前に下記の連絡先までご連絡ください。

### 不法投棄を目撃したら

下記の連絡先（受付時間外は110番又は水戸警察署）へ通報してください。また、投棄者が使用した車両のナンバープレートは、重要な証拠になりますので、ナンバープレートをメモした場合には併せて報告してください。

なお、投棄者に直接声を掛ける、追跡するなどの行為は危険ですので止めてください。

**「ごみ」を  
捨てないで**

「ごみ」を捨てると法律によって処罰されます。  
（5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はこの併科）  
水戸市 ・ 水戸警察署

### 【連絡先】

廃棄物対策課 不法投棄対策室

電話：029-350-8035（直通）

受付時間：平日 8時30分～17時15分

発行／水戸市生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室